

社会福祉法人加西市社会福祉協議会
処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する支給要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「法人」という。）嘱託職員就業規則第40条第1項第6号及び非常勤職員就業規則第34条第1項第6号に基づき、介護職員の賃金水準を引き上げ、介護職員の確保と定着を図ることを目的に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する支給において、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、嘱託職員就業規則第4条及び非常勤職員就業規則第4条によって採用され、かつ法人が処遇改善の対象者と定めた者に適用する。

第2章 処遇改善加算手当

(対象職種)

第3条 対象職種は、ホームヘルパー、サービス提供責任者、生活支援員（障害福祉サービス）、サービス管理責任者のいずれかの職種とする。

(算定対象者)

第4条 算定対象者は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の算定時において、4月1日に在籍していた者
- (2) 当該年度の支給時（賃金改善実施期間7月～6月）において、在籍している者

(支給方法)

第5条 支給方法は、嘱託職員については給料月額、非常勤職員については時間給において昇給分に充当して支給する。

2 算定にあたり、第6条に定められた控除後の残高は、予め各事業所において定められた算出表に基づき、第7条の支給日に一時金として全額を払い出す。

(控除方法)

第6条 控除方法は、当該年度における処遇改善加算総額から、第3条及び第4条に該当する者の当該年度における支給総額の内、ベースアップや定期昇給分（以下「昇給分」という。）及び賞与や法定福利費等の事業主負担の増加分を控除する。ただし、賃金水準となる基準点は、初めて処遇改善加算を取得した平成24年4月の前年度となる平成23年4月を基準点とする。

2 前項に関わらず、新設された手当等も控除することができる。

(支給日)

第7条 第5条第2項の一時金の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

- (1) 4月～1月分については、3月31日
- (2) 2月～3月分については、6月30日

第3章 特定処遇改善加算手当

(対象資格)

第8条 対象資格は、次のとおりとする。ただし、各事業所において現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合は、その者を除く。

- (1) 介護保険事業においては、介護福祉士資格を有する介護職員
- (2) 障害福祉サービス事業においては、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、サービス管理責任者、サービス提供責任者のいずれかの資格を有する介護職員
- (3) 法人が認めた者（第9条第1項第2号及び第3号）
- (4) 当該年度の算定時において、4月1日に在籍していた者

(5) 当該年度の支給時（賃金改善実施期間 7 月～6 月）において、在籍している者
（算定対象者）

第 9 条 算定対象者は、次のとおりとする。

(1) 経験・技能のある介護職員

前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者とともに、他の法人における経験も含め、
経験年数が 10 年以上の介護職員として、法人が認めた者

(2) 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員

(3) その他の職種

介護職員以外の職員

（除外規定）

第 10 条 国の定めるとおり、前条の経験・技能のある介護職員のうち、一人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均 8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であることを前提条件とした場合、特定処遇改善加算総額が、特定の介護職員（リーダー級）一人あたりの賃金改善に要する費用の見込額が月額平均 8 万円又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円を下回る場合は、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の職員へは、法人の判断により支給しないこともある。

2 現時点において、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の職員には支給しない。

（支給方法）

第 11 条 算定にあたり、第 12 条に定められた控除後の残高は、予め各事業所において定められた算出表に基づき、第 13 条の支給日に一時金として全額を払い出す。

（控除方法）

第 12 条 控除方法は、当該年度における特定処遇改善加算総額から、第 8 条及び第 9 条に該当する者の当該年度における支給総額の内、昇給分及び賞与や法定福利費等の事業主負担の増加分を控除する。ただし、賃金水準となる基準点は、初めて特定処遇改善加算を取得した令和元年 11 月の前年度となる平成 30 年 11 月を基準点とする。

2 前項に関わらず、新設された手当等も控除することができる。

（支給日）

第 13 条 第 11 条の一時金の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

(1) 4 月～1 月分については、3 月 31 日

(2) 2 月～3 月分については、6 月 30 日

第 4 章 その他

（法令との関係）

第 14 条 この要綱に定めのないものについては、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の制度に関して、厚生労働省が発する告示及び兵庫県に関する説明等を参考にし、法人が決定する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。